

# 白石破碎工場建設地周辺交差点交通量調査業務

## 第1章 共通仕様書

### 1 業務目的

本業務は、白石破碎工場建設地周辺における現在の交差点交通量の調査及び建設後の交通量の将来予測を行うものである。

### 2 業務名称

白石破碎工場建設地周辺交差点交通量調査業務

### 3 履行場所

白石破碎工場建設地(札幌市白石区東米里2171-2)周辺の6交差点

※交通量調査地点は別紙参照

### 4 履行期間

契約締結日より令和7年11月28日まで

### 5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

### 6 提出書類

#### (1) 契約後速やかに提出する書類

ア 業務着手届 1部

イ 業務責任者等指定通知書 1部

ウ 業務工程表 1部

#### (2) 契約締結後7日以内に提出する書類

ア 業務実施計画書 1部

#### (3) 業務期間中に提出する書類

ア 議事録 1部

打合せ後3日以内に電子メールで提出したうえで、承認を受けたものを成果報告書に綴じこむこと。

#### (4) 業務完了時に提出する書類

ア 業務完了届 1部

イ 成果報告書 2部

ウ 参考資料 一式

エ 電子データ 一式

#### (5) その他委託者が必要と認めた書類

## (6) 業務計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

## (7) 成果報告書に関する注意事項

ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。（特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。）

イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。

ウ 作成にあたって、調査収集資料及び解析検討結果は図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理すること。その様式・内容・作成する図面のサイズ・表現方法など編集方法について、あらかじめ委託者と協議すること。

エ 検討書・計算書・資料集・業務協議簿（写し）・業務状況写真・その他委託者から指定されたものを添付すること。

オ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。

カ 電子データは、原則以下の2種類を作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。Microsoft Office形式等（Microsoft Office365と互換性があること）の編集可能形式とPDF形式で作成すること。なお、編集可能形式のファイル内で使用された図表又は写真等の元データは提出書類（電子データ）として納品すること。

キ 編集可能形式の電子データは委託者が自由に変更できる状態にすること。また、PDF形式の電子データは印刷ができる状態にすること。

ク 提出書類の名称は、原則として本仕様書に記載された名称に準じること。

ケ 成果報告書は目次及びインデックスをつけるなど、資料検索が容易にできること。

## 7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は委託者に譲渡すること。

## 8 再委託

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 調査手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

## 9 業務責任者及び業務担当者の配置

- (1) 受託者は業務の円滑な遂行を図るため業務責任者を定め、業務全般について技術的な管理を行わせること。
- (2) 業務責任者の下に業務に必要な知識や技術を有する業務担当者を配置すること。
- (3) 業務責任者は業務担当者と兼務することができる。

## 10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出のこと。

## 11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

## 12 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 13 関係機関との協議・手続き

本事業の内容について関係する自治体・官公署等との協議又は手続きを必要とするとき、その対応を行うこと。

## 14 議事録

本業務についての打合せ又は協議は委託者が必要と認めたときに実施し、受託者がその内容を議事録として記録したうえで3日以内に提出すること。

## 15 疑義の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

## 16 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

## 第2章 特記仕様書

### 1 業務目的

時間帯別・方向別・車種別の交通量調査を実施し、交差点の交通状況を把握することを目的とする。また、白石破砕工場供用開始後、施設へ来場する車両が周辺道路へ与える影響を予測する。

### 2 業務内容

#### (1) 作業計画

交通量調査実施に伴う、調査日時・調査箇所・調査方法の確認、調査員・監督員の研修計画及び調査工程の立案等を行い、作業計画を作成する。なお、異常気象時等の通常とは異なる交通状態が予想される日は避けて調査すること。

#### (2) 現地踏査

現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか及び調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査員の配置計画を検討し、作業計画に反映すること。

#### (3) 交通量調査

別紙に記載の調査地点において、時間帯別・方向別・車種別の交通量を把握するため、調査員を配置し、交通量調査を行うこと。（人手観測を想定している）

調査回数：2回（平日、土曜）

調査時間：12時間（午前7時～午後7時）

車種別：小型車（軽乗用車、乗用車）、大型車（パッカー車、特殊自動車等）

#### (4) 渋滞長・滞留長調査

渋滞長・滞留長調査は、交差点での渋滞状況を把握するために行われるものであり、指定された3交差点において実施すること。（別紙調査地点参照）

なお、渋滞長は、10分毎に10m単位で観測し、複数車線の道路にあっては、最大渋滞長を生じている車線の渋滞長を観測する。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

調査結果については、1時間ごとの最大値を報告すること。

#### (5) 信号現示調査

信号現示調査は信号1サイクルごとの信号現示を把握するために行われるものであり、指定された3交差点において実施すること。（別紙調査地点参照）

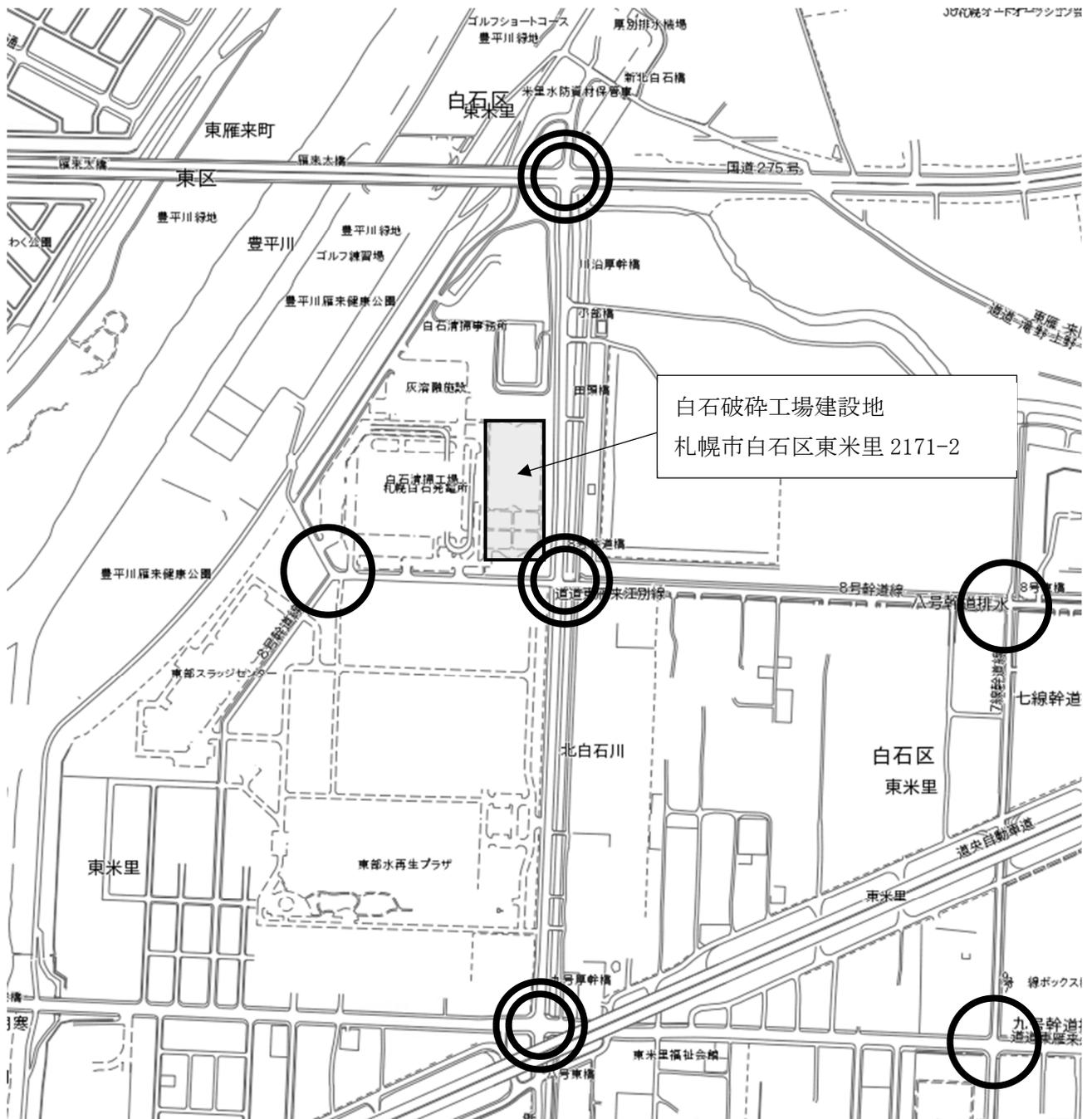
(6) 交通量将来予測

白石破碎工場供用開始後、施設へ来場する車両が周辺道路へ与える影響を予測する。予測データは篠路破碎工場の過去の搬入実績を基に予測すること。

(7) 報告書作成

調査結果について取りまとめ、業務報告書を作成する。

別紙 調査地点



< 凡例 >

○ : 交通量調査地点

◎ : 交通量調査地点/渋滞長・滞留長調査地点/信号現示調査地点